

令和3年第5回教育委員会定例会

開会年月日 令和3年3月11日(木)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 高 柳 誠
同 委 員 新 井 良 保
同 委 員 中 田 尚 代

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書〔継続審議〕

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

令和3年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
ICTを活用した教育活動の推進について

第三次練馬区立中学校選択制度検証委員会の答申について
 令和3年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について
 スクール・ロイヤル制度の導入について
 令和2年度練馬区立小中一貫教育・いじめ防止実践事例発表会について
 区立小中学校における不登校等の状況について
 令和3年度図書館特別館内整理日について
 「練馬こども園」の認定について
 児童相談体制の充実・強化について
 障害児保育の充実について
 私立認可保育所「にしいる保育園大泉学園南」土地および建物の寄付受領について
 その他
 民設子育てのひろば中村橋プレバの閉室について

開 会 午前 10時00分
 閉 会 午前 11時50分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 副参事	山 本 浩 司
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部長	小 暮 文 夫
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由美子
同 こども施策企画課長	柳 下 栄
同 保育課長	宮 原 正 量
同 保育計画調整課長	吉 川 圭 一
同 青少年課長	石 原 清 年
同 練馬子ども家庭支援センター所長	今 井 薫

教育長

ただいまから、令和3年第5回教育委員会定例会を開催する。

本日は傍聴の方が1名いらっしゃっている。

案件に入る前にお願いがある。ご承知のとおり、本日3月11日は東日本大震災から10年となる。震災では子供たちも犠牲となった。震災で亡くなられた全ての方々のご冥福を祈り、黙禱をささげたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、恐縮であるが、ご起立してほしい。1分間の黙禱をさせていただく。黙禱。ご協力ありがとうございます。ご着席してほしい。

それでは、案件に沿って進める。

本日の案件は、陳情11件、協議1件、教育長報告13件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書

教育長

初めに、陳情案件である。

継続審議中の陳情11件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

協議（１）旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について。

この協議案件については、本日資料が提出されているので、説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

旭丘・小竹地域における新しい小中一貫教育校については、定期的に地域の説明会をやっていたのだが、現在は、コロナ禍で説明会ができないため、今回はホームページに現在の資料をまとめたものを提示させていただき、それに対して、いろいろご意見をいただいた。今月中には基本設計がまとまりそうであるため、それを基に来年度の上半期に説明会を開く。あわせて、3年度は実施設計に入っていく。

それでは、ご意見、ご質問をお聞きしたいと思うがいかがか。

坂口委員

小中一貫教育校の地域説明会ができないということだったが、より広くホームページを通じてご意見をいただいたので、多分多くの方が参加できる体制はあった。寄せられた意見が56件ということだけでも、それも全て大体想像できたご意見だったのだろうか伺いたい。いよいよ新しい小中一貫校の建物ができることになるわけであるから、もっと皆さんの関心が広がるだろうけれども、ホームページ方式の広聴というのはとてもよかったかと思う。まとめていただきありがとう。

教育長

意見の中で想定外のご意見だったかなど、率直なところをお答えいただけるか。

教育施策課長

地域説明会は、28年度から定期的に行っている。今回改築を伴うということで、新校準備期間が長くなる中で、毎年毎年少しずつ具体的な質問が増えてきたと考えている。

今回は、今までは大泉桜学園ではこんなことをやっていたというご意見から、新校で

は、50分授業をどうするのかとか、部活動をどうするのか、また、工事期間中に子供たちがどのように過ごすのかなど、そういった質問が増えてきたというふうに考えている。

我々の考えていたとおり、より具体的に子供たちにとってどういったものが新校でできるのかということ、地域の保護者の方からご意見いただいたというふうに認識している。

以上である。

教育長

ほか、いかがか。

高柳委員

以前にも計画を詳しく説明していただいたり、また、学校に行って実際に見学をさせていただいたので、どのように進めていくのかイメージができていたが、資料1-2の6ページの新校の配置イメージだが、渡り廊下で、北側の校舎と南側の校舎をつないだり、また、両方に第一校庭、第二校庭、体育館も2つあって、この図面をみると大変機能的な校舎ができていると思う。使いやすいのではないかという感想を持った。

また、4ページに新校の開校に向けた準備があるが、様々な交流活動、一貫性のある指導、また、特に、地域の特性を生かした大学との連携も大変いいことと思う。

また、これから先の長い準備、いろいろな計画があるだろうが、ぜひよい学校に向けてお願いしたいと思う。

以上である。

教育長

ありがとう。

ほか、いかがか。

今、高柳委員から、渡り廊下という話があったが、子供たちの動線というか、移動が結構大変なのではないかと思う。特に障害がある子供たちなども移動しやすいような設計というものも配慮してもらいたいと思うが、バリアフリー等も含めたことで、考えはあるか。

学校施設課長

6ページにあるとおり、両敷地を渡り廊下でつなぐという設計になっている。想定では校舎の2階と2階部分をつなぐということなので、車椅子利用ということも考えられる。両方の敷地にエレベーターを設置して、それぞれエレベーターで2階に上がる。そこから、渡り廊下を通過していただいて、エレベーターで下りられる。そういう考えで設計をしているところである。

教育長

渡り廊下だけではなくて、全体的にあまり過度に移動をするというようなことがない

ようにしてほしい。休み時間も含めて授業時間というのは大体決まっているから、子供たちは限られた時間内で移動しなくてははいけなかったりする。そういうことも十分配慮していただければと思う。

ほかにいかがか。よろしいか。

協議案件はこれで終わる。

(1) 教育長報告

令和3年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

ICTを活用した教育活動の推進について

第三次練馬区立中学校選択制度検証委員会の答申について

令和3年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

スクール・ロイヤー制度の導入について

令和2年度練馬区立小中一貫教育・いじめ防止実践事例発表会について

区立小中学校における不登校等の状況について

令和3年度図書館特別館内整理日について

「練馬こども園」の認定について

児童相談体制の充実・強化について

障害児保育の充実について

私立認可保育所「にじいろ保育園大泉学園南」土地および建物の寄付受領について

その他

民設子育てのひろば中村橋プレパの閉室について

教育長

次に、教育長報告である。

本日は、13件御報告をする。

それでは、報告 について、お願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

第1回定例会。明日が最終日であるが、一般質問を受けた中で、内容について今説明があった。何かご質問、ご意見あれば、お寄せいただければと思う。いかがか。

高柳委員

1ページの少人数学級についての質問だが、35人学級編成というのは大変いいことだと思うし、子供が質の高い、またきめ細かい学習を受けられ本当によいと思う。

高学年の専科教員は教科担任制を実施していくということである。答弁の方で対応がでている教室の確保等、それから、教員の質の向上については、御存じのように教員の

志望者は2割前後と、10年、20年前と比べて、全国1位に比べて5分の1以上に減っている。それが大きな問題になっており、このような本当に大きな課題になっているのだらうなと思う。

多分いろいろな方策などを考えられていると思うが、教員の質の向上というのは一朝一夕では本当にできないことなので、継続的なものが必要だと思うが、今のところどう考えられているのか。

配置は国や都がやることであるため、その辺はいいと思うのだが、実際に現場で配置された教員の質をどう向上していくか、もちろん学校の努力とともに教育委員会も、今の段階でのお考えを教えていただければありがたいと思う。

教育指導課長

委員ご指摘のように、教員の確保については大変大きな問題であるというふうに我々も問題視しているところである。教員の採用倍率については、5、6年前は6、7倍あったものが、現在は2.7倍となっている。これは、小中学校、そして特別支援学校全体の平均値になる。東京都においては、やはり2.7倍前後を今行き来しているような状況である。

今後、少人数学級や導入を予定されている教科担任制のために、多くの新規採用教員が増えてくるであろうということが予想される。そこで、私どもが考えている手だてとして3つご案内させていただきたいと思う。

まず1つは、新規採用教員に特化した研修の充実である。若手教員育成研修を3年間かけて行っているが、この内容、質の向上を検討を図っているところである。

2つ目としては、大量退職が背景にあるが、教員OBを積極的に練馬区の学校にも配置していきたいと考えている。もちろん授業を持つ部分もあるが、若手教員の育成にもあたっていただきたいと考えている。

3つ目としては、校内のOJTの活性化である。若手教員に比重を置いたような校内OJTの在り方を模索しながら、学校には示していきたいと考えている。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにいかがか。

新井委員

7ページのところの、無園児についてであるが、実態把握をされて、教育委員会としても様々な対応をされているかと思うが、この中に何らかの障害を持っている子供たちが含まれているのか。保護者の対応を含めて、今の現状について、もう少し具体的な話をいただければと思う。以上である。

練馬子ども家庭支援センター所長

こちらで無園児と呼ばれているものは、7ページの質問のところを書いてあるように、3歳から5歳で幼稚園や保育園に通っていない園児である。なぜここが注目されるかというと、保健相談所による検診などは3歳で基本的に終わるので、3歳から5歳というのは、保育園や幼稚園に通っていないと全く外の目が入らない状況になってしまう。今、連日報道されている福岡の事件も、幼稚園を辞めたその後の話であるように、非常にリスクが高いというふうに我々も感じているところである。

区では、この年代にかかわらず、所属が何もない児童の確認というのは毎年行っている。資料の7ページにも記載があるように、昨年度は何も利用していない方が115名いたが、例年全員の安否の確認というのはしている。

今手元に障害の有無についてのデータというのはないが、恐らく障害を持っている子どもたちも含まれていただろうと思う。また、所属が何もない児童のうち、外国籍の方が非常に多いなという印象を受ける。外国籍の方で、手続をしないで出国して、そのままよく分からなくなっていたり、安否が分からなくなっているみたいな形もある。そこを出入国管理局のほうに問い合わせながら出国の確認をしたりしながら全員安否の確認を取ったところである。

以上である。

教育長

よろしいか。ほかにいかがか。

坂口委員

私も初めて無園児という言葉を見たので、質問したいなと思っていたが、新井委員がしてくれたので分かった。

昔はあえて、子供を身近に自分たちで育てたいのというような元気のいいお母さんたちのグループがあったが、そうではなくて、子ども家庭支援センターが把握しておられるということで、非常に納得した。

これは質問ではないが、私が答えの欄を見て大変安心したのは、3ページのこれからデジタル時代の子供たちをどうしていくかということである。大きな問題であるが、具体的にICT支援員を14名置くとか、いろいろな形で機能的に使うと決めていることに安心をした。

本当にICT元年になるが、方針できちんとつくって、効果的にやっていただければと思った。

教育長

ありがとう。

ほかはいかがか。また、読んでいただき、お気づきの点があれば、個別にまたお問合せいただければと思う。

それでは、報告の2番をお願いします。そのICTに関することである。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

ICTを活用した教育活動の推進ということで、主に先生方の能力向上のために行うことについての説明があった。

どうぞ。御質問、御意見あればお寄せいただきたい。

坂口委員

本当に着々と進められている。できたら、私たちも授業をいずれ見学させていただく機会を待っている。

教育長

実際子供たちや先生方がどうやってタブレットを使って授業をやっているかということを見学する機会は、コロナの時期が少し落ち着いてからになってしまうかもしれないが、ぜひ計画をしたいと思う。

タブレットパソコンは、2月中に全部配備が終わったのか。

学務課長

2月25日木曜日をもって、4万7,000台ほどの配備が全て終了した。私どもは出荷というようなイメージを持っているが、1月の下旬から始め、1日3校ずつ配備をしたところである。おかげさまで無事に終了して、安堵しているところである。

学校によって今それぞれ子供たちに家に持ち帰らせたり、授業において使ってみたりと、いろいろな利活用をしている。

坂口委員から実際の場面を見学したいという話があった。私も先日見てまいったが、結構子供たちはうまく使っており、教員もそれに応えるようにスムーズに授業ができていたので、ぜひそういった機会もつくっていただけると思っている。

以上である。

教育長

ほかにご質問、ご意見あるか。

新井委員

ICTの実践事例集ということで、期待したいと思う。大変嬉しく思う。

特別支援教育における事例等もその中に入れていきたいとお話があった。私は、障害を持っている子供たちと長年関わらせていただいたが、子供たちは言葉以外のコミュニケーションの方法をもっており、いろいろ学ばせていただいた。私たちは言葉がコミュニケーションの全てだと思っているが、そうではなくて、障害を持っている子供たちは発声とか笑顔とか表情とかちょっとした手のしぐさとか、そういったことを通してコミュニケーションしているのだなということを実際に長年の関わりの中で子供から学ばせ

ていただき、それは唯一の本当に宝物である。

ICTを使うことによって、言葉以外の方法でも、笑顔や表情や手のちょっとした動きなど、そういったものでお互いに交流し合ってコミュニケーションできるような関わりができればいいと思う。実践事例集のほうにも、ぜひそういった視点も含めて事例を積み重ねていただければありがたいと思う。

以上である。

教育長

ありがとう。

ほか、いかがか。

高柳委員

タブレットパソコンの配置が早速完了したということで、本当にありがとう。

モデル校の授業での事例集を作成し、配置することは大変役立つだろうと思う。有効なので、本当に現場にとって、推進していく上での大きな武器になると思う。

それから、支援員の増員については、現場の先生方にたまにお話聞くと、校内研究で取り組んだり、得意な先生を中心に自主的な研修会をやったりして活用を進めているという話を聞くため、支援員も大変助かると思う。得意な教員がいる学校ばかりではないため、定期的に支援員が配置されるということは非常に助かると思う。

それと、お伺いしたいが、今文科省で、令和3年度に実際の実施校を何校か定期支援校にして、いろいろな活用をし、いろいろなよさと課題について検証していくというような計画があると思う。その辺のところをもう少し詳しく教えていただけるとありがたい。

教育指導課長

お尋ねの件はデジタル教科書の導入に関することかと思われる。これまでデジタル教科書の主だったものは、学習指導者用である。先生用のデジタル教科書というのはかなり市場にも出回っていたが、今回国がやる実証事業は学習者用であり、子供のデジタル教科書である。1人1台タブレットが配付されることを見越して、子供たちのタブレットに教科書のデータを入れて、それを教科書として扱い、成果・課題を検証していくというものである。

文部科学省のほうからは、東京都教育委員会を通じて、より多くの教科の研究実績が欲しいということで、おおよそ自治体の半数程度の小中学校で行っていただきたいと依頼があった。練馬区においても5割の小中学校の校長先生方を中心に学校に御依頼申し上げ、全ての教科において、この実証事業に参加をしていくということになる。

ここから見えてくる成果や課題、使いやすさや使いにくさ、場面によるもの、いろいろあるかと思うので、まとめればまた教育委員会定例会でも御報告をさせていただきたいと思う。

高柳委員

多分1年間成果と課題について検証すれば、動画や音声などデジタル教科書の大変いいところというのが実証されていくと思うし、子供の学習意欲とか興味関心も大分向上していくものだろうと予想される。

その反面、危惧されているのは、子供の健康面である。目とか脳に影響があるのではないかという海外の研究なども報告されている。その辺はどの程度信憑性があるかどうか分からない。健康面とかそういうものは現場の実証だけではなかなか分かりにくいものがある。多分お医者さんとか専門家の領域に属することだと思うので、そういうことは何か国や都、もしくは練馬区として、考えられているのかどうか。活用は学校でできると思うので、その辺の健康面での検証の仕方について教えていただければありがたいと思う。

学務課長

高柳委員からご指摘があったように、タブレットを今回入れることにより、目が悪くなるなど、様々な健康障害等が考えられるところである。私どもが今回入れたタブレットについては、あくまでも教育目的用で作っているところであるため、例えば電磁波やブルーライト等はいわゆる国際基準は必ず守っているものを入れているところである。

ただ、長時間の利用がやはり健康には問題があると考えられるので、私どもとしては夜10時から朝6時までの間はタブレットを使えないような設定とさせていただいた。深夜における学習、ドリル、宿題等をやるというのはいかがなものかと思うので、まずはそうした運用でやらせていただきたいと思っている。

今後利用していく中で、いろいろな課題も出てくるかもしれない。そうした際には、適宜対応を図っていきたいとこのように考えている。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長

そういう意味では学校保健の新たな課題かもしれない。

学校医などにも協力してもらい、短期的には難しいだろうから、長期的に検証していくという作業が必要なかもしれない。

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、次に報告の3番について願います。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

中学校の選択制度は平成17年度からやっており、大体5年に1回検証をやっているため、3度目の検証を行った。その答申が出たということについて説明があった。

いかがか。何かご質問、ご意見あれば、お寄せいただきたい。

中田委員

資料4 - 2の(2)の今回のアンケートの結果を見て、私ごとではあるが、長女が平成22年に中学校に入学する際、選択制度があったので、自分の区域外の学校に行くことになった。そのときは、うわさ、風評等本当に多く、区内の指定の学校の評判が悪かったということもあり、多くの方が区外を選ばれたようで、うちの長女の周りの子たちが半分ぐらい違う学校に行くという事態が起こった。

私は、それが納得いかなかったので、一緒に親子で見学に行った。本人は見学に行った際、別にいじめもないし、特に見学に行っても悪い印象がなかったという感じはあったのだが、やはり友達関係があったり、また保護者の関係もあって、結局指定外のところに行った。私自身保護者としてもかなり疎外感というものも感じていたし、娘も学校を何とか3年間通い、卒業はしたのだが、最後学校に行きたくない時期などもあった。そのときに保護者としては、選択制度がなければそのままみんなが同じ中学校に通ったのにといい気持ち少しあった。

その後ぐらいから、挨拶運動など小学校と中学校との隔たりをなくすために、交流がすごく増えていき、小中一貫教育というのがすごく進行していった。その後はだんだん子供たちの中でいじめとかそういったものよりも、今まで通学班で一緒だったお兄さんお姉さんたちがいる学校に自然に行く形が取られた。このアンケートの数は減っているというのがまさにそのとおりであると思う。最初は私も保護者として率直に否定的な気持ちでいた。でも、何年かたって、小中一貫教育が進んだことによって、選択制度だけを否定してはいけないと思ったし、小学校からいじめなり部活動なり変えようと思った子にとっては選択制度があるのはすごくいいことだと思っている。

うまくまとめられず申し訳ないのだが、このアンケートにいた保護者として、9ページの差が減ってきているというのはまさにそのとおりであり、私も同じ気持ちである。小中一貫教育がそのまま進んでいくと、保護者としてはおそらくこのまま受け入れていってもらえるのではないかと思う。

以上である。

教育長

非常に貴重なご意見と思う。そういう生の声が一番大事だなと思った。ありがとう。

坂口委員

私はこの報告書を見て本当に驚いた。5年に一度検証しており、5年前の報告書もとても立派だなと思ったが、非常に全方向的に、リアルに、記述の意見も加えて、ものすごく分かりやすく、フェアに書いてあるなと思った。

中田委員のお話を伺うと、小学校は当然地域の学校でというように、親子で合意ができるが、中学校を選ぶについては様々な事情がこれだけある。今は40名以内なら受入れが可能である。人生というのは選択していかなければならないときがあり、それは大きな問題である。中学の一番思春期のときに選べる制度があることはものすごくいいこ

とだと思ふ。

ただし、12、13歳ぐらいのときに、入りたい部活があり学校に行ったのに、実際に部活に入ったらもう4月か5月には辞めて、幾つかの学校を通り越してその学校に通っており、2年生、3年生の時に、この子供たちは何か新しい目標が見つけれられるかなとか、そういう心配もしなければならぬなど、そういったことも随分見聞きしている。

自分で選択し、それをちゃんと3年間守り通して、そこに自分の生き方を見つけるということを練馬区の中学生たちはやってきているのだなと思った。今の子供たちが50年度、その後もっと少なくなって、誰もが選択制で行くような時代が来たときに、調査をし、5年ごとにこうやって検証し、資料を残してくれた先輩たちがいたのだなと思うような、この報告書の中身の充実ぶりは本当に感嘆した。本当によくできている。委員の皆様と事務局の方がおまとめになったと思うが、非常によく分かった。

学務課長

この学校選択制度は、もともと平成9年に文部科学省が全国の自治体に通知を出し、保護者の意向に十分に配慮し多様な工夫を行うことされ、現在においては、23区中17区が、中学校で選択制というのを置いているところである。

先ほど、中田委員からのご発言も関わるが、学校選択制度は、何の理由も問わず自由に学校を選択できる。ただ、先ほど検証課題の3で申し上げた指定校変更制度というのは、一定の理由が必要である。例えば、いじめがあり、その子とは違う学校に行きたい場合などの人間関係上の理由であったり、部活動では、希望する部活動がその通学区域内の学校にない場合には、変更を認めたりしている。そのほかには兄弟が通っているなど、一定の理由がないと指定校変更制度による学区域学校変更というのは認めていないというような制度運用をしている。

平成17年度から始めたと申したが、その当時の数字を見ると、平成17年度は学校選択制度で800名余りの方が、ほかの学区域を選んだ。その前年16年度までは、700人ぐらいの方が指定校変更制度で学校を選んでいったという実態がある。平成17年に指定校変更制度でほかの学校を選んだ件数は59件であり、大きく減少している。区民の皆様にもいろいろ理由も整理していただきながら、申請をいただき、1件1件承認していたものというのを、そうではない形で自由にしたというような経過である。総体としては、学校選択制度を入れたことにより少し人数は増えているが、区域外の学校を選んでいる数というのはさほど変わっていないというのが実態である。

検証委員会の中ではこうした数字も御紹介させていただきながら、この両制度の取扱い等も議論して、このような形でまとまったところである。

以上である。

教育長

3回目の検証のため、前回の検証に続きということではなく、ゼロベースで、そもそも選択制が必要なのかも含めてもう1度やってほしいとお願いした。今回の検証委員会で選択制度は要らないのではということになれば、教育委員会に諮ってやめることも考えながら、検証委員会を行っていただいた結果、継続すべしという答申であった。

私たちもその答申を受け止めながら、続けるためには責任を持ってよりよい制度となるように、運用をしていかなければならないと今回の検証委員会の答申を受けて感じた次第である。

ほかいかがか。よろしいか。

それでは、次に移る。報告の4番について願います。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

毎年大体同じ内容で恒例であると考えてよいか。

保健給食課長

例年この点検については、行っているものである。先ほど申し上げたとおり、例えば法律で年に1度やらなければならない点検もあれば、害虫駆除であるとか、カーペット等の清掃を1年間に一度やっているものもある。

以上である。

教育長

宿泊施設であるため、点検等を行っていかなくてはいけないということである。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは次に、報告の5番について願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

新しい仕組みを導入するということで、既に予算の説明のときにも申し上げたが、スクール・ロイヤル制度を導入していくと説明があった。

何かご質問、ご意見あればどうぞ。

高柳委員

前から予算化や計画の情報を得ていて、実際動き出していくということをお聞きして本当にありがたく思う。相談体制なども区内を4つのエリアに分けて、うまく均衡をもってやっていき、それから、業務内容についても、助言と、法律相談、管理職の研修の

実施も入っていて、これはいい計画だと思う。せっかくの制度なので、実のあるものになっていただくとありがたいと思う。ありがとう。

坂口委員

相談は定例ではなく事例が起きたときに相談ができるという形で解釈してよいか。

教育指導課長

学校が、事例が起きたときに、すぐに相談ができるという体制にしたいと考えている。定期的に行う場合だと、顔合わせの打合せであったり、あるいは研修の日程が決まっているというようなことがあるが、相談に関しては随時行えるようにしていきたいと考えている。

坂口委員

分かった。

教育長

ほか、いかがか。よろしいか。
それでは、次に移る。報告の6番について願います。

副参事

資料に基づき説明

教育長

初めてオンラインでやってみて、かえってオンラインのほうがよいのではという声もあり、よかったかなと思う。
いかがか。何かご意見やご質問はあるか。

高柳委員

今回、小中一貫教育の事例発表と、いじめや不登校の実践研究を合同でやったということで大変興味深いところである。毎年やっているが、継続的にやることは非常に大事だと思う。多少は負担になるかもしれないけれども、練馬区は学校数も多く、地域も変われば学校の様子も変わるため、学校単位で順番に発表することによって、ほかの学校にもまた広く生かせるし、それから練馬区全体にも広げることができる。継続的にやっていくことがいろいろなことに根づいていき、そして自主的なものになっていくというのは大変いいと思う。いろいろな方法があると思うので、今後もぜひ継続してやっていただければありがたいと思う。今は異動が多く、人が何年かすると替わるので、そういう意味からも継続的にやっていくことが大事だろうと思う。

あと、3、4ページ目のいじめ防止実践事例学校の表彰などは、私は初めて目にしたが、学校にとってはうれしいことだろうと思う。

以上である。

教育長

これも随分始めてから長いものになり、これまでは先ほど副参事から説明があったように、小中一貫教育フォーラムといじめ防止実践事例発表会を別々に行っていたのだが、マンネリ化しかねないところがあったため、今年度は一緒に行くこととした。図らずもオンラインという形の開催になり、発表側は緊張感があり、よかったのではないかと私としては思っている。

高柳委員からおっしゃっていただいたように、継続することというのは極めて重要だと思っているので、これについてはぜひ来年度以降も、どういう形でやるのが一番いいのかということを考えながら、続けていきたいなと思っている。

よろしいか。

それでは、次に報告の7番についてお願いします。

副参事

資料に基づき説明

教育長

何かご意見、ご質問あるか。

坂口委員

学校教育支援センターのいろいろな学級に行っている子供たちは入っておらず、完全にどこにもつながっていない不登校という解釈でよろしいか。

教育長

不登校の中には、適応指導教室に通っている子もいる。

不登校は小学校で若干増えているのは気になるが、それほど変わった変化はないと思う。ただし、裏面の出席停止の人数はそこそこおり、417人が何らかの形でコロナに関係して休んでいる。コロナウイルスにかかって休んでいるだけではなくて、感染を心配して休んでいる子もいる。そういった場合も全部出席停止扱いであり、欠席扱いにはなっていない。今回11月末の時点ではあるが、一定程度そういう子供たちがいるということは、我々としても重く受け止めなければならないと思っている。

ただ、ここにも書いてあるが、そういう子供たちに対する心のケアや学習の保障については、各学校いろいろ工夫をしてやってくれているということも併せてご理解いただければと思う。

ほかはいかがか。

新井委員

今、教育長のほうからも話があったが、様々な不登校の子供たちに対する対応、本当に感謝している。

私が気になるのは、不登校の子供たちの中には特別な支援を必要とする子供たちがい

るのではないかなと思う。発達障害の子供たちもそうであるが、非常に知的に高い、例えば高機能自閉症という子供たち、それから、アスペルガー症候群で、人間関係がなかなかうまくいかず、学校に行くのが嫌だといった子供たちは、普通級に在籍している子供たちの中に十分いるのではないかなと思う。子供たちに対する対応もきめ細かくされているかと思うが、現状について、分かる範囲内で教えていただければありがたい。
以上である。

学校教育支援センター所長

現在、適応指導教室に通っているお子さんたちの中には、特別な支援が必要なお子さんたちかなりいらっしゃる。医療的なケアが必要なお子さんたちは現在いないが、発達障害や、知的な遅れが少しある方など、知的にボーダーなお子さんたちの受入れをしているところである。

学校教育支援センターは、通常の適応指導教室のほかにも、特別な支援が必要なお子さんたち向けに、つむぎという名称の取り出し型で支援をするような個別支援を行っている。そのように、今支援をしているお子さんたちの数は18名となっている。

以上である。

教育指導課長

不登校となるお子さんたちの原因を、多く占めるところには、友人との関係がある。委員ご指摘のように、どうしても良好な人間関係を構築できず、学校を休んでしまうことがある。この多くの場合については、解決を図ることができるが、繰り返しそういうトラブルが起きてしまうという実情もある。

今回資料8に載せた数値は、年間で30日以上長期にわたったものだけを数値化して載せているため、委員がご指摘されたような友人関係のトラブルで学校に行けなくなってしまった、あるいは学校を休んでしまったお子さんは、確かにこれ以上の数があると考えている。

教員だけではなくて子供たちへの特別支援教育の理解・啓発を今後も進めていきたいと思う。早期にトラブルを解決してあげることが子供たちの成長にも必要になってくると思うので、私どもも研修等を通して、その旨は伝えていきたいと考えている。

教育長

よろしいか。

新井委員

はい。

教育長

ほかいかがか。よろしいか。

それでは、報告の8番についてお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

これも大体例年どおりであるか。

光が丘図書館長

はい。特段変わりはない。

教育長

現在、図書館は通常どおり運営しているのか。

光が丘図書館長

緊急事態宣言が延長になったため、9時まで開館している貫井図書館と春日町図書館については、開館時間を8時までに縮小したが、それ以外は平常どおりに運営している。少しずつ利用も増えている。
以上である。

教育長

いかがか。よろしいか。ありがとう。
次に報告の9番について願います。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

新しく1園「練馬こども園」になるということである。
何かあるか。よろしいか。
それでは、報告の10番について願います。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

児童相談体制も着実に前に進んでいると思っているが、いかがか。
よろしいか。
それでは、報告の11番を願います。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

保育園の障害児の受入れについては、区立保育園は多くの受入をしているが、なかなか私立保育園ではそれが進んでいないという問題意識がある。どうしてだろうと考えたときに、1つは私立保育園側に、経験やノウハウがないということがある。2つめは、もし障害のある子供を受け入れるとなると、職員の配置をしなければならないため、加配に対する財政的な負担がある。この大きな2つをどうやって解決していこうかと考え、今回資料12に記載の政策を充実していくことになった。

政策のうち、1つは、ノウハウがないということに対応するため、巡回指導をすることである。2つめは、職員の加配に必要なお金について、受入加算を出すことである。こういったことを今回新しくやろうとしている。

何か、ご質問、ご意見あるか。

坂口委員

この制度は2つともとてもいいメリットがあると思う。受け入れた保育園にとっても、子供たちと一緒に保育し、時間を共有できることで多くのメリットがあると思う。障害児を持つ家族は、そのためにわざわざ遠くの保育園に行っていたのだから、もし近くにあれば、より使いやすく、子供たちが安定するのではないかと思うので、この制度はぜひ普通になっていただきたいと思う。

教育長

ありがとう。

ほか、いかがか。

中田委員

おそらく令和3年度に障害福祉の報酬改定というのが行われるため、それに先駆けて区独自で上乗せ支給を行うというのはすごくすばらしいことと思う。障害の子を見るということは、人件費がかかると思うので、区が独自に上乗せというのは、とてもすばらしいことだと思う。

教育長

ありがとう。

高柳委員

私も坂口委員や中田委員と同じ感想を持った。学校で言えば、特別支援教育ということだと思うが、資料12に記載の目的および概要を見ると、臨床心理士や社会福祉士等による巡回指導をすると記載されているため、肢体不自由や知的障害の方だけではなくて、情緒障害等も対象に含まれているのだろうと思う。私立の保育園では、少しずつは進んでいるものの、全ての障害に保育園のニーズに合わすということは、なかなか理解は進まなかった。

実際なかなか研修する場がないし、難しいことだと思う。学校も小中学校の特別支援教育が始まってまだ十数年である。一步一步理解が進んできたところであるが、全職員が本当に障害について理解を深め、対応できるまでにはかなりの年月がかかってくると思う。

そのような状況の中で資料 12 のような取組を始めるといことは大変いいことだと思う。現場のニーズに合っており、保護者や子供たちにとっても、職員にとっても非常にいいことだと私は思う。

以上である。

教育長

ありがとう。

ほかいかがか。よろしいか。

それでは、次に報告の 1 2 番について願います。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

私立認可保育所の土地および建物の寄付受領については、極めて奇事なことであり、ありがたく思っている。所有者のご意向として、引き続き保育園を続けていくことがあり、こちらもそれを望んでいるため、引き継がせていただきたいと思っている。

いかがか。何かあるか。それではこれは終わる。

その他の報告は何かあるか。

練馬子ども家庭支援センター所長

民設子育てのひろばについて、口頭でご報告させていただく。

中村北二丁目にある民設子育てのひろば、中村橋プレパひろばが 3 月末で閉室する。ご報告は以上である。よろしく願います。

教育長

民設子育て広場が 1 か所閉室するというご報告である。

その他で、私から 1 点教育指導課長にお聞きするのだが、緊急事態宣言が再延長された。再延長により、教育活動上の何か配慮があったか。

教育指導課長

1 月に発出された国の緊急事態宣言を受け、教育委員会ではこれまで練馬区立学校(園)の感染予防のガイドラインの改定、それから通知の発出を行い、学習指導、部活動、学校行事等について、対応指針を示してきた。3 月 7 日までで宣言解除と見越していたが、緊急事態宣言が延長となったことで、今後解除されるまでの間も原則指針等を適用させていきたいと考えている。

しかし、中学校が来週末に卒業式を迎え、小学校は3月25日に卒業式を迎える。学校に通う期間も短いため、この時期にしかできない教育活動がある。そこで、学習活動や学校行事は指導上必要な場合に限って、感染予防を徹底し、実施することを一部可とした。また、部活動においても校内で短時間の実施を一部可とさせていただいた。

今後も、感染予防の徹底を図りながら、子供たちにとって有意義な教育活動を実施していきたいと考えている。

教育長

教育指導課長から話があったとおり、緊急事態宣言は再延長されたが、子供たち、特に卒業生は、3学期の末の時期にしかできないことがたくさんある。学習活動や学校行事等をやらせてあげたい部分があったので、若干緩和させていただいている部分もあるということである。

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、以上でご用意した案件は終わったが、ほかはよろしいか。
それでは、以上で第5回教育委員会定例会を終了する。皆様、ご協力ありがとうございます。